

脱原発基本法案（仮称）の概要

東日本大震災・福島第一原発事故

- 虚構の安全神話の下で推進してきた電力政策の見直しが重要課題
 - ・潜在的危険性の高さ
 - ・エネルギーとしての脆弱性
 - ・放射性廃棄物の最終処分の道筋が未確立
- 国家として「脱原発」の意思を明確化
- 原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制の早期確立

「脱原発」の定義と基本理念等

1、「脱原発」の定義

原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立すること（第二条）

2、「脱原発基本法」の基本理念

- ①脱原発は、できれば平成32年3月11日を目標として、遅くとも平成37年3月11日までに実現すること
- ②CO2の排出抑制のため、省エネ、再生可能エネルギー、天然ガス発電の利用を拡大すること
- ③原発立地地域及びその周辺地域への経済への影響について適切な対策が講じられること
- ④廃止前の原発の運転は、最新の科学的知見に基づく基準に適合してはならないこと（第三条）

国・地方公共団体・原子力電気事業者等の責務

1、国の責務

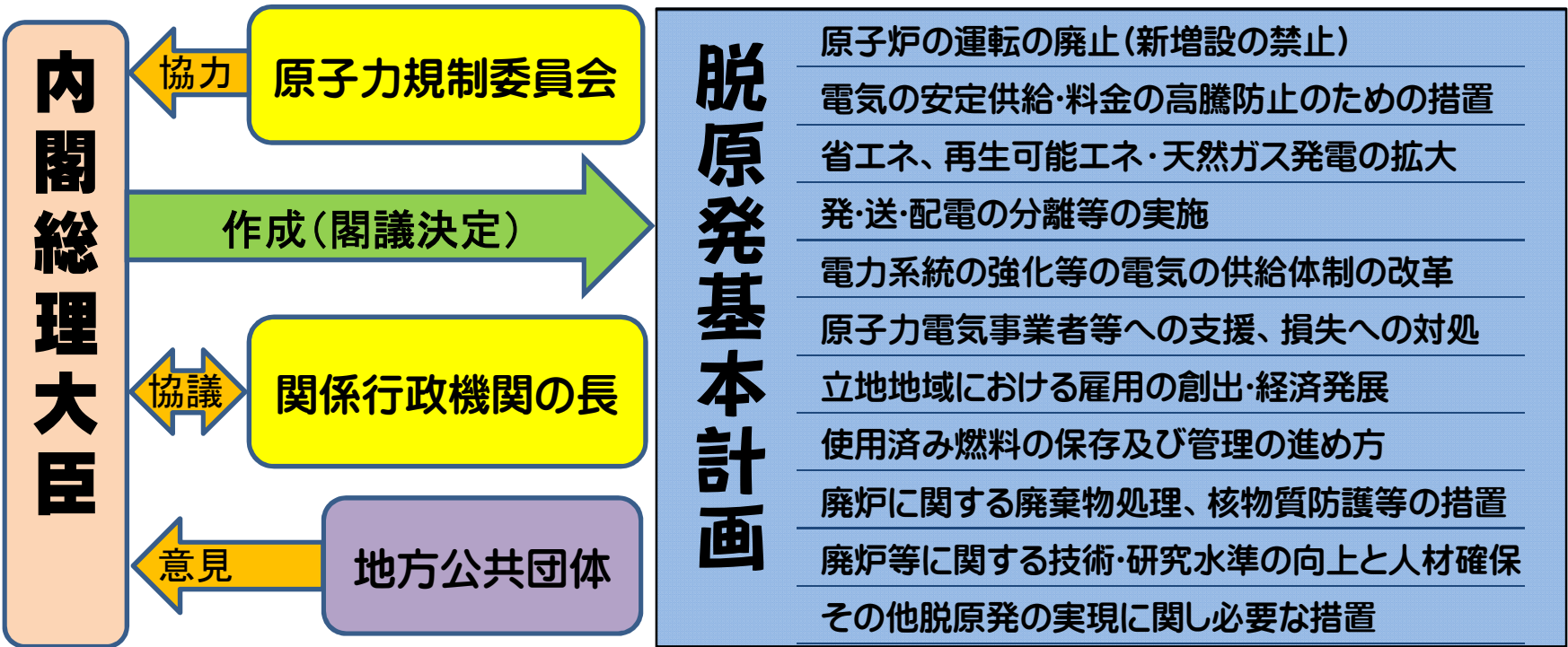
- 国は原子力発電事業者等の損失に適切に対処する責務を有する
- 国は原子力発電立地地域・周辺地域における十分な雇用対策を講ずる責務を有する

2、地方公共団体の責務

- 地方公共団体は国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有する

3、原子力電気事業者等の責務

- 脱原発基本計画（第八条第一項）に基づいて、脱原発を推進する責務を有する



- 1、内閣総理大臣は脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなくてはならない
- 2、内閣総理大臣は脱原発基本計画の案を作成するにあたってあらかじめ関係行政機関の長と協議する
- 3、原子力規制委員会は内閣総理大臣から協議を求められたときは必要な協力を行わなければならない
- 4、内閣総理大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない
- 5、1～4の規定は、脱原発基本計画の変更について準用する

その他

- 1、政府は、毎年、国会に、脱原発を実現するための施策の実施状況に関する報告書を提出する(第九条)
- 2、公布の日から施行